

令和5年度地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 募集案内に関する主な変更点・注意点

令和5年度募集案内における主な変更点・注意点は下記のとおりです。

この他にも、募集案内は毎年改訂を行っておりますので、要望書の作成にあたっては十分な確認をお願いいたします。

(1) 重複申請について

地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業の新規募集に当たっては、令和5年度に限り、総合支援事業との併願が可能です。ただし、総合支援事業で採択された場合は、地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業として採択を受けることはできません。

また、同一施設は異なる活動であっても、劇場・音楽堂等機能強化推進事業（「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業（令和3年度採択館を含む。）」及び「地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」と芸術文化振興基金助成事業（「地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演・美術館等展示）」）のいずれか一つにしか応募することはできません。活動の主催を異にする場合も同様です。

(2) 採択審査について

採択館が特定の地域に一極集中しないよう、審査にあたっては地域バランスも考慮します。

(3) 助成対象内容の見直しについて

助成対象事業の旅費の適正な支援のために、旅費（宿泊費・日当）に上限額（国の旅費法で定めた額）を設けます。上限額は、下記のとおりです。

甲地：宿泊費 10,900 円以下（一夜につき）、日当 2,200 円以下（一日につき）

乙地：宿泊費 9,800 円以下（一夜につき）、日当 2,200 円以下（一日につき）

〔甲地…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市〕
〔乙地…上記以外の都市〕

なお、日当は宿泊を伴う場合のみ計上を可能とします。

(4) 事業名について

本事業は、「劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業」の一事業として令和5年度概算要求中のため、事業名が変更となる可能性があります。本助成事業名につきましては、内定のご連絡の際に改めてお知らせいたします。